

2024年1月17日

株主様各位

株式会社 日 伝

代表取締役 社長執行役員 福家 利一

### 株主総会資料の電子提供制度等にかかる当社の対応について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、会社法の改正に伴う株主総会資料の電子提供制度につきまして、下記のとおりご案内いたしますので、株主様におかれましては、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

#### 記

##### 1. 制度概要

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主様に対して提供することができる制度です。

##### 2. 当社対応

当社では2023年6月開催の第72期定時株主総会より本制度が適用となりましたが、制度施行初年度ということもあり、従来どおり株主総会資料を郵送させていただきました。

2024年6月開催予定の第73期定時株主総会から、株主様にはウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等をご郵送させていただきます。

これにより株主総会資料につきましては、書面ではなくウェブサイトへアクセスすることでご確認いただくこととなります。

##### 3. 株主様へお送りする書面

上記対応に伴い、株主様へ送付する書面は以下のとおりです。

###### ①通知書面（アクセス通知）

株主総会の日時・場所・議案等の開催情報、株主総会資料を閲覧するためのアドレス等が記載された書面、議決権行使の方法、株主総会会場ご案内図

###### ②議決権行使書

##### 4. 書面交付請求手続きのご案内

インターネットを利用することが困難な株主様、また、従来どおり株主総会資料の郵送をご希望される株主様は株主総会の基準日（毎年3月31日）までに、株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）または口座を開設している証券会社にお申し出いただくことで株主総会資料の書面をお受け取りいただけます。

なお、一度手続きを完了された株主様は、改めての手続きは必要ございません。

みずほ信託銀行 証券代行部

電子提供制度専用コールセンター：0120-524-324（受付時間：平日 9:00～17:00）

以上